

令和2年10月1日に

# 和牛遺伝資源の管理・保護のための 新制度がスタートしました

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

**和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化**に向けて、以下の2法が**令和2年10月1日に施行**されました。

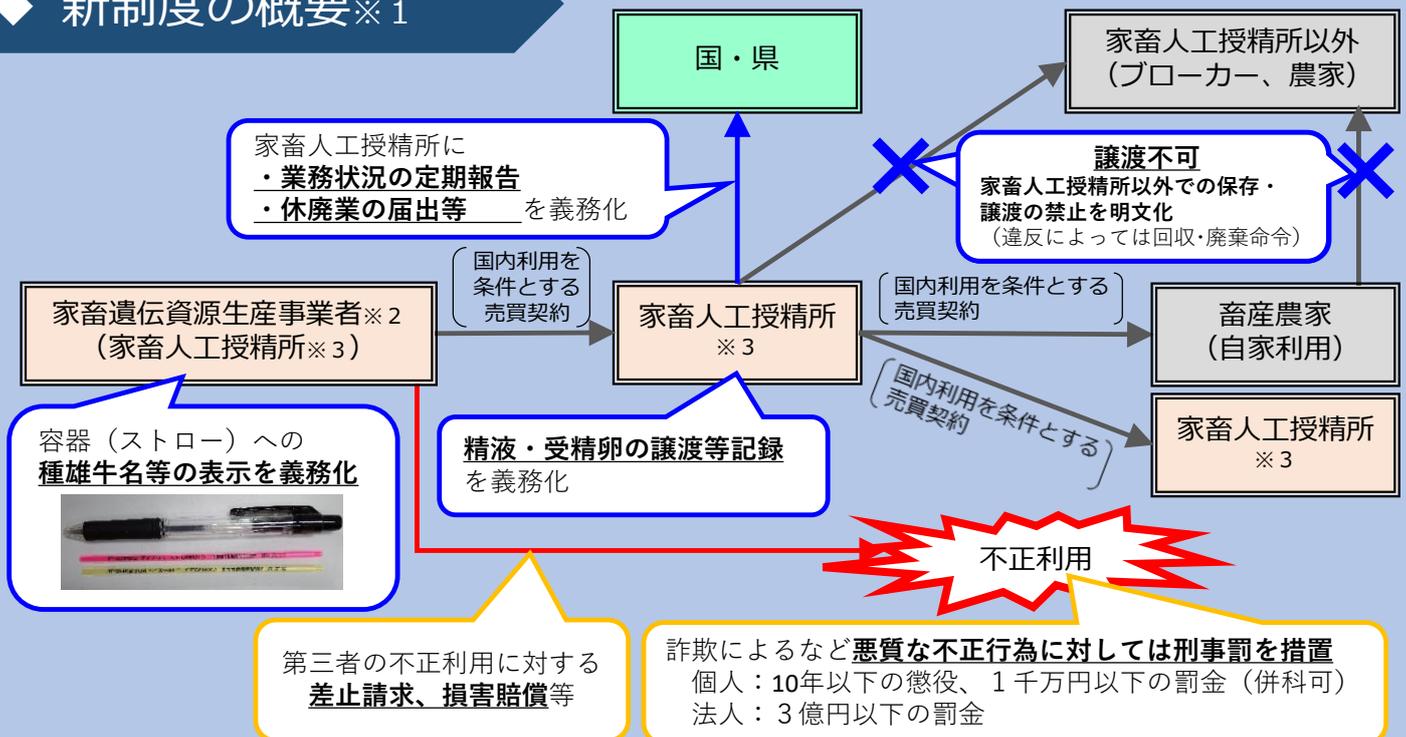
## ① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律

➔ 精液・受精卵の流通規制の強化

## ② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

➔ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）

### ◆ 新制度の概要※1



※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜（裏面参照）に係る制度の概要である。  
※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。  
※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。  
注）青色は「家畜改良増殖法」の改正内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

## ◆ 新制度の対象となる特定家畜について

- 家畜人工授精用精液・受精卵のうち、経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを、品種ごとに「特定家畜人工授精用精液等」として農林水産大臣が指定します。
- 具体的には、和牛4品種（①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種）およびそれら同士の交雑種が指定されています。



### 黒毛和種

- ◆ 被毛色は黒褐単色。和牛全体の95%以上を占め、我が国の最も主要な品種。肉質は特に脂肪交雑（いわゆる「サシ」）の面で優れる。



### 褐毛和種

- ◆ 被毛色は黄褐色から赤褐色。体質は強健で、特に耐暑性に優れ、粗飼料利用性も高い。主産県は熊本県及び高知県。



### 日本短角種

- ◆ 被毛色は濃褐色。粗飼料利用効率が高く、北日本の気候、風土に適合し、放牧適性が高い。主産県は岩手県。



### 無角和種

- ◆ 被毛色は黒色で黒毛和種より黒味が強い。早熟で、飼料利用性が高い。主産県は山口県。

お問い合わせ先  
農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課  
家畜遺伝資源管理保護室  
電話:03-3502-8111(内4913) メール:chikushin207@maff.go.jp

農水省 家畜遺伝資源 検索



農林水産省  
ホームページ

令和2年10月1日に

# 家畜改良増殖法が改正されました

～我が国の宝である和牛の遺伝資源を保護するために～

和牛の精液・受精卵の不適正な流通を防止するため、関係規定が整備されました。

特にご留意いただきたい事項



精液・受精卵生産事業者



家畜人工授精師・獣医師



畜産農家



家畜人工授精所

## 精液や受精卵（以下「精液等」）の保存・譲渡の制限



- ✓ 家畜人工授精所（以下「授精所」）で保存されている精液等でなければ、有償・無償にかかわらず他人に譲渡できないことを明記しました（家畜人工授精所ではない農家で保存されているものは、自己所有の家畜にのみ使用が可能です）。
- ✓ 違法に譲渡された精液等については、都道府県知事が回収及び廃棄を命ずることがあります。

## 特定家畜人工授精用精液等※への表示・記録簿の作成と保存の義務化



- ✓ 精液・受精卵生産事業者は、特定家畜人工授精用精液等のストローに、種雄牛名等の表示を行うことが義務付けられました。
- ✓ 家畜人工授精所は、特定家畜人工授精用精液等の譲受・譲渡・廃棄・亡失をした時の記録簿への記録と、その記録簿の10年間の保存が義務付けられました。

〔 ※ 特定家畜人工授精用精液等：黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種  
及びそれらの交雑種の精液・受精卵 〕

## 授精所の運営状況の報告・変更届出等の義務化



- ✓ 授精所の運営状況を毎年都道府県知事に報告することが義務付けられました。
- ✓ 授精所の開設時等の届出内容に変更があったときには、変更後30日以内に都道府県知事に届出を行うことが義務付けられました。
- ✓ 授精所を休止・廃止・再開するときには、その1か月前までに都道府県知事に届出を行うことが義務付けられました。

これらの規制の実効性を担保するため、  
**違反した場合の罰則が引き上げられました。**

# ストローへの表示、記録・報告について（概要）

## 特定家畜人工授精用精液等への表示義務

（家畜改良増殖法施行規則第42条、43条）

対象物	表示が義務付けられている事項
家畜人工授精用精液	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 雄畜の名前または個体識別番号</li> <li>✓ 採取年月日</li> </ul>
家畜体内受精卵 家畜体外受精卵	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号</li> <li>✓ 雄畜及び雌畜の名前または個体識別番号</li> <li>✓ 受精卵の採取・検査年月日</li> </ul>

受精卵証明書番号  
でも可。

※ ストローへの表示方法：容器への直接表示またはラベル貼付

## 家畜人工授精用精液についての譲渡等記録簿

（家畜改良増殖法第32条の5、様式第24号その1）

家畜人工授精所の管理番号： **受精卵についても同様の記録簿を作成。**  
（様式第24号その2）

家畜人工授精所の名称及び所在地： **記録後は10年間保存。**

譲渡・譲受等した年月日	種畜の名称	精液採取年月日	家畜人工授精用精液証明書番号	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の開設許可の有無	譲渡先又は譲受元の家畜人工授精所の管理番号又は氏名（名称）・住所	譲渡、譲受等の内容	備考欄
年 月 日							
年 月 日							

以下の番号を記入。**1 有 2 無**  
**2の場合は具体的な相手方**（自家利用の畜産農家、学術目的など）を備考欄に記入。

以下の番号を記入。  
**1 譲渡 3 廃棄**  
**2 譲受 4 亡失**

※ この様式で規定されている事項が速やかに照合できれば、記録様式は問いません。

## 家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液の業務に関する報告書

（家畜改良増殖法施行規則第49条、様式第28号）

家畜人工授精所における特定家畜人工授精用精液等の業務に関する報告書

都道府県知事 殿 年 月 日提出

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、 年1月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

- 1 家畜人工授精所の管理番号：
- 2 家畜人工授精所の名称及び所在地：
- 3 家畜人工授精所の業務の別：
- 4 報告対象物：
- 5 前年12月31日時点の保存数量：
- 6 家畜人工授精所の状況

**毎年4月末までに都道府県に報告。**

（単位：本）	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
生産数量														
譲受数量														
譲渡数量														
利用数量														
廃棄又は亡失した数量														
月末時点の保存数量														
備考														

4には以下の番号を記入。  
**1 家畜人工授精用精液**  
**2 家畜受精卵**  
 両方の業務を行っている場合は**別個に報告**。

3には以下の番号を記入。  
**1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務**  
**2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務**  
**3 家畜体外受精卵の生産に関する業務（と畜場由来）**  
**4 家畜体外受精卵の生産に関する業務（生体由来（OPU））**  
**5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存・複数の業務を行っている場合は別挙。**

譲受・譲渡には、**委託による保存のための搬出入を含む。**

問合せ先  
 神奈川県 環境農政局 農水産部 畜産課 畜産環境グループ  
 電話：045-210-4514

農水省 家畜遺伝資源 検索



農林水産省  
ホームページ

精液・受精卵生産事業者、家畜人工授精師・獣医師、畜産農家等の皆様へ

# 我が国の宝である和牛の遺伝資源 を保護するために

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

(家畜遺伝資源法) に基づき**和牛遺伝資源を保護**しましょう。

和牛の精液・  
受精卵の生産事業者  
の皆様へ

この法律に基づき、**知的財産としての価値の保護**を受けるため、和牛の精液・受精卵を譲渡するときには、**契約等により、使用可能な範囲・目的を明示**しましょう。

家畜人工授精師、  
獣医師や畜産農家等  
の皆様へ

契約等により示された**使用可能な範囲・目的を守って使用・譲渡等**を行い、**知的財産としての価値**を守りましょう。

## 不正流通の防止及び価値の保護のための措置

- ✓ **和牛の精液・受精卵**について、知的財産としての価値の保護の観点から、
  - ① **詐欺・窃盗により取得、譲渡等**することや、他人から預かったものを**不正に取得、使用、譲渡等**すること
  - ② **契約に違反して使用、譲渡等**すること
  - ③ ①、②を使って**生産された子牛や受精卵を使用、譲渡等**すること
  - ④ ③を使って**生産された子牛（孫牛）や精液・受精卵を譲渡等**すること
  - ⑤ ①～④の不正な経緯を知って、又は重大な過失により知らずに、転売を受けること

これらに該当する行為に関して、**差止請求、損害賠償請求**が可能となっています。



- ✓ このほか、民事訴訟手続きの負担軽減が図られるとともに、裁判所による信頼回復のための措置命令の対象となります。

## 罰則の適用

- ✓ 不正競争への抑止力強化のため、悪質性の高い**不正行為**については、**罰則が適用**されます。

〔 個人の場合：10年以下の懲役又は1千万円以下の罰金  
法人の場合：3億円以下の罰金 〕

# 和牛の精液・受精卵の使用の範囲や目的の明示について

◎ 契約の締結により使用の範囲や目的を明らかにしないと、この法律による知的財産としての価値の保護を受けられません。

(例) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款

第〇条 国外利用及び目的外利用の禁止  
譲受者は、当該精液等を、日本国外で利用してはならない。

第〇条 第三者への譲渡  
譲受者は、当該精液等を第三者に譲り渡す場合には、本約款と同様の内容を当該第三者に義務づけなければならない。

(別添) 家畜人工授精用精液等譲渡契約約款への合意宣言書 年 月 日

〇〇から譲渡された家畜人工授精用精液等の利用等については、〇〇家畜人工授精用精液等譲渡契約約款の各規定を遵守することに同意する。

署 名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_

・ 定型約款（不特定多数と効率的に契約を結ぶ方法）もご活用下さい。

・ 第三者に譲渡等する場合には、譲受元との契約と同様の内容を当該第三者に義務づけましょう。

・ 定型約款によらない場合は、義務づけた内容が客観的に明らかとなるよう、書面により契約を締結しましょう。

◎ 和牛の精液・受精卵の生産者の方は盗難等の被害にも備えるため、以下に取り組みましょう。

## ① 定型約款の制限内容をホームページに掲載するなどによる明示

定型約款による場合、その定型約款の制限内容をホームページに掲載するなどによって明示することも可能です。



## ② 家畜人工授精用精液証明書等への利用制限の記載による明示

第 号 (番号又は記号) (例)

家畜人工授精用精液証明書

種畜証明書番号	123456789	種畜の等級	△級
名前	〇〇 (P黒XXX)		
家畜登録機関名及び登録番号	全国和牛登録協会 黒原XXXX		
種類及び品種	肉用牛 黒毛和種		
精液採取年月日	2.10.1		
種畜飼養者の氏名又は名称及び住所	〇県△市◇町XX 〇〇〇〇		印
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名	第XXXXXX号 〇県△市◇町XX 〇〇〇〇		印

※ 本証明書が添付されている家畜人工授精用精液は、〇〇以外の目的での譲渡・利用は禁止する。

・ 利用制限の概要がわかるよう、証明書の様式に記載することも可能です。

・ 家畜受精卵証明書も同様です。

・ 精液ストローに「(R)」と表示することで、この精液に利用制限があることを示すことも有効です。

## ③ 精液ストロー等への利用制限の表示による明示



雄畜の名前または個体識別番号 採取年月日 利用制限の表示※

※ (R) は国内のみに使用可能地域を制限していることを表示する略称 (Restricted = 制限付き) です。契約に基づいた表示を推奨しています。

お問い合わせ先  
神奈川県 農水産部 畜産課 畜産環境グループ  
電話：045-210-4514

農水省 家畜遺伝資源 検索

農林水産省 ホームページ

# 和牛の精液・受精卵のストローへの表示義務付けについて

家畜改良増殖法の改正により、令和2年10月1日から、特定家畜人工授精用精液等（和牛の精液、受精卵）に、種畜の名前等の表示が義務付けられました。

下記を参考に、適切な表示を行いましょう。

## 精液ストローへの表示

- ✓ 雄畜の名前または個体識別番号、採取年月日を表示してください※1。



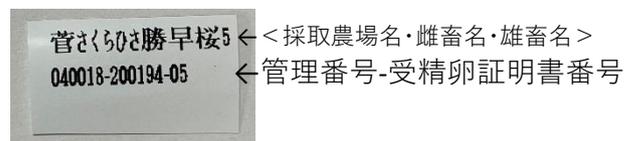
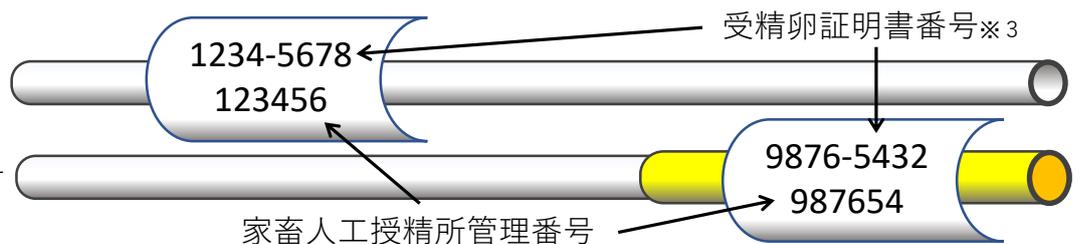
## 受精卵ストローへの表示

- ✓ 受精卵が生産・処理された家畜人工授精所の管理番号、受精卵証明書番号※3を表示してください※1。

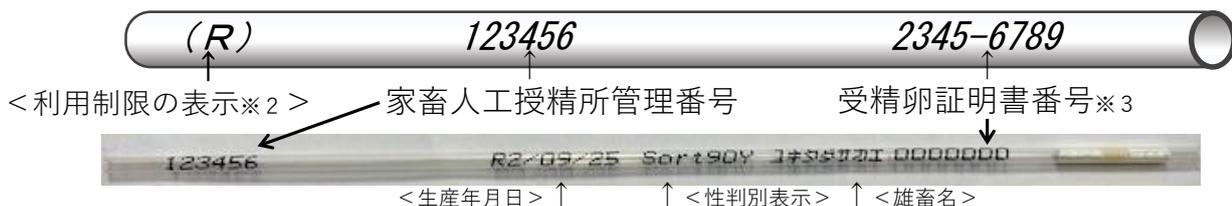
### ラベル表示

・直接貼付

・キャップ貼付



### 直接印字



※1 表示義務事項以外の事項の表示は任意です（上図で<>で示した事項）。また、表示の順番は問いません。

※2 (R) は国内のみに使用可能地域を制限していることを表示する略称 (Restricted = 制限付き) です。契約に基づいた表示を推奨しています。

※3 雌畜及び雄畜の名前または個体識別番号、受精卵の採取/検査年月日とすることも可能です。

(参考) 和牛遺伝資源の不正流通発覚時の対応



不正流通発覚

港で押収  
〔精液証明書、受精卵  
証明書の添付がない〕

ストローに**情報が表示されている**



ストローに**情報が表示されていない**



流通経路の追跡が可能

生産者への問い合わせ

家畜人工授精所  
(種畜場、獣医診療所)

販売

A 授精所

販売

B 授精所

販売

関与者  
発覚

流通経路の追跡が可能

帳簿が**備え付けられている**

- ・種付台帳  
〔精液の採取・  
処理に関する事項〕
- ・譲渡等記録簿 等

- ・譲渡等記録簿  
〔譲渡等の年月日  
相手先の名称  
住所  
証明書番号 等〕

帳簿が**備え付けられていない**

流通経路の追跡が困難

# 家畜人工授精・受精卵移植業務の適正実施について

令和2年11月

農林水産省生産局畜産部畜産振興課

家畜人工授精や家畜受精卵移植は、家畜の改良増殖上極めて大きな影響をもたらすため、その業務を行うことは、家畜人工授精師や獣医師といった高度な技術と知識を有する者に限定されています。

このため、家畜人工授精所や獣医師は、家畜人工授精や家畜受精卵移植に関する業務について、法令に基づき的確に実施する責務があります。

このことを改めてご認識の上、特に以下の点について徹底されますようお願い申し上げます。

## 1 家畜人工授精用精液証明書及び 家畜体内（体外）受精卵証明書の適正管理

- 精液や受精卵1本1本に対応した証明書がなければ、精液や受精卵を雌に注入（移植）することはできないことはもちろんのこと、他者に譲渡することもできません。
- 証明書に誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は効力がないものと考えられます。  
特に、裏面の「譲渡・経由の欄」は、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者又は譲受者が順次追記していくため、記載漏れ等が起こり易いと考えられることから、記載内容の確認及び記載について、改めて徹底の程、よろしく願います。

※違反すると家畜改良増殖法第14条違反（罰金100万円以下）の可能性がります。

(裏面)

(表面)

第 号  
家畜人工授精用精液証明書 凍結

精液を採取した種畜	種畜証明書番号		種畜の等級
	名前		
	家畜登録機関名及び登録番号		
	種類及び品種		
精液採取年月日			
種畜飼養者の住所及び氏名又は名称			
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び住所、氏名			

譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受をした年月日
(参考)注入又は体外受精記録	
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県)第 号
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外受精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外受精に係る未受精卵を採取した卵巣と採取した雌畜の名前	
家畜登録機関名及び登録番号	
注入又は体外受精をした年月日	

譲渡、譲受欄が正しく記載されているか要確認。

利用時には、下段にも利用した雌牛の飼養者名等を記載すること。

## 2 家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

- 家畜人工授精や受精卵移植を行った時は、**家畜人工授精又は受精卵移植に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが義務付けられています。**
- 特に、**注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書は、不正防止のため、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付することとされていますので、改めて徹底の程、よろしくお願ひします。**

(家畜人工授精簿 (抜粋))

注入した雌畜	番 号				
	名 前				
	家畜登録機関名及び登録番号				
	種 類 及 び 品 種				
	毛 色 及 び 特 徴				
	生 年 月 日				
	飼養者の住所及び氏名又は名称				
注入精液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	種 畜 の 名 前				
	家畜人工授精用精液証明書番号				
授精証明書	発 行 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	番 号				
子 畜	性				
	生 年 月 日				
摘 要					

証明書は、家畜人工授精簿に裏面が確認できるように添付。ストローは速やかに照合できるよう適切に保管。

(家畜人工授精簿を電磁的記録で作成する場合、使用した精液等の証明書は、ストローと併せて速やかに照合できるように適切に保管。)

## 3 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

- 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付に当たっては、**実際に注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書を添付するほか、子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付することとされています。**
- このため、**授精証明書や体内（体外）受精卵移植証明書を交付しない場合（不受胎の場合等）は、使用した精液や受精卵の証明書は、家畜人工授精簿に添付することになるので、改めて徹底の程、よろしくお願ひします。**

授精証明書には、実際に使用した精液の証明書とストローを添付。その際、証明書の裏面が確認できるように添付すること。

第 号 授 精 証 明 書				
精液を注入した雌畜	家畜人工授精用精液証明書番号		名 前	
	名 前			
	家畜登録機関名及び登録番号			
	種 類 及 び 品 種			
	毛 色 及 び 特 徴			
	生 年 月 日			
	飼養者の住所及び氏名又は名称			
精液注入年月日				
上記のとおり家畜人工授精用精液を雌畜に注入したことを証明する。				
年 月 日		獣医師 (家畜人工授精師)		
		登録番号 (免許番号) (県) 第 号		
		住 所		
		氏 名		
		印		
(家畜人工授精用精液証明書又は精液採取に関する証明書 (乙) をここにはり付けること。)				

※ 2, 3 に違反すると家畜改良増殖法第15条違反 (罰金50万円以下) の可能性があります。